

岩手県告示第580号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定に基づく岩手県三陸南沿岸小白浜漁港海岸小白浜地区海岸に係る海岸保全区域の指定を廃止する。

平成30年7月27日

岩手県知事 達 増 拓 也